

## 我が国の物資協力の実績

( 2 0 0 9 年 1 0 月 1 日 現 在 )

	協 力 先	閣議決定	品 目 及 び 数 量	目 的
1	国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	(第1回) 平成4年9月11日	テレビ (200台) ビデオ (200台) 小型発電機 (200台)	カンボジア国民に対し、自由公正な選挙等についての広報・教育効果を高めるために使用。
		(第2回) 平成5年1月22日	医薬品 (50セット) (*1)	武装解除兵士及びその家族の健康対策に使用。
2			小型ラジオ (40,000台) ラジオカセットレコーダ (1,000台)	カンボジア国民に配布し、UNTACが行ったラジオ放送による広報・教育効果を高めるために使用。
3	国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	平成6年7月26日	テレビ (200台) ビデオ (200台) 小型ラジオ (40,000台)	モザンビーク国民に対し、自由公正な選挙等について広報・教育効果を高める等のために使用。
4	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成6年8月12日 (*2)	医薬品等 (1セット) 緊急ヘルスセット(5ユニット) 大型テント (43張) スリーピングマット(2,600枚) 毛布 (3,550枚) 簡易水槽 (213個) シャベル (1,000本)	ザイール(現コンゴ民主共和国)等においてルワンダ難民に対し行われている UNHCR の活動に使用。
5	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	平成7年12月15日 (*3)	プレハブ資機材一式	UNDOF 要員(14名分)の生活、勤務環境の整備のために使用。
6	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	(第1回) 平成11年4月6日 (*4)	テント (1,000張)	アルバニア等におけるコソボ難民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
7		(第2回) 平成11年4月27日 (*4)	毛布 (10,000枚) スリーピングマット(5,000枚)	
8	国連東ティモール・ミッション (UNAMET)	平成11年6月22日	ラジオ (2,000台)	東ティモールで UNAMET が行う拡大自治受入れに関する直接投票の広報活動に使用。
9	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成11年10月22日 (*4)	テント (500張) 毛布 (9,000枚) スリーピングマット(11,140枚) 給水容器 (20,000個) ビニールシート (5,120枚)	インドネシア及び東ティモールにおいて行われている東ティモール避難民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
10	国際移住機関 (IOM)	平成13年3月23日 (*4)	テント (160張) 毛布 (1,200枚) ビニールシート (1,600枚)	アフガニスタンにおいて行われているアフガニスタン被災民に対する IOM の人道的な救援活動に使用。
11	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	(第1回) 平成13年10月05日	テント (315張) 毛布 (200枚) スリーピングマット (20枚) 給水容器 (400個) ビニールシート (75枚)	パキスタンにおいて行われているアフガニスタン難民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
		(第2回) 平成13年10月19日	テント (500張)	

	協力先	閣議決定	品目及び数量	目的
13	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 15 年 3 月 28 日	テント (160 張)	ヨルダン及びシリアにおいて行われているイラク難民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
14	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 16 年 10 月 5 日 (* 4)	テント (700 張)	チャドにおいて行われているスーダン難民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
15	国連スーダンミッション (UNMIS)	平成 17 年 7 月 29 日	地雷探知機 (60 台) 四輪駆動車 (27 台) 大型テント (20 張)	スーダンにおいて行われる UNMIS の活動に使用。
16	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 18 年 10 月 31 日 (* 4)	スリーピングマット (10,000 枚) 給水容器 (10,000 個) ビニールシート (4,000 枚)	スリランカにおいて行われているスリランカ被災民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
17	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 19 年 11 月 6 日 (* 4)	毛布 (10,000 枚) スリーピングマット (10,000 枚) 給水容器 (10,000 個) ビニールシート (4,000 枚)	スーダン・ダルフルールにおいて行われているスーダン被災民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
18	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 19 年 12 月 28 日 (* 4)	テント (1,000 張)	イラクにおいて行われているイラク被災民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
19	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	平成 20 年 10 月 28 日 (* 4)	浄水器 (60 台)	スーダン・ダルフルールにおいて行われているスーダン被災民に対する UNHCR の人道的な救援活動に使用。
20	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	平成 21 年 1 月 23 日 (* 4)	ビニールシート (8,000 枚) 毛布 (29,000 枚) スリーピングマット (20,000 枚)	ガザ地区のパレスチナ被災民を支援するため UNRWA の人道的な救援活動に使用。
21	国際移住機関 (IOM)	平成 21 年 5 月 15 日 (* 4)	テント (560 張) 給水容器 (30,000 個) ビニールシート (4,000 枚) スリーピングマット (10,000 枚) 蚊帳 (1,000 張)	スリランカにおいて行われているスリランカ被災民に対する IOM の人道的な救援活動に使用。

(\* 1) 医薬品 1 セットは、1 万人 3 か月分相当量。

(\* 2) JICA 備蓄物資の譲渡を受けて物資協力を実施。

(\* 3) 防衛庁からの管理換えにより調達。

(\* 4) 備蓄物資を使用。

<注> 国際平和協力法に基づく物資協力以外の協力

平成 13 年度に「テロ対策特措法」及び「テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画」(平成 13 年 11 月 16 日閣議決定)に基づき、パキスタン等において行われているアフガニスタン難民の救援活動に使用するため、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対し、テント 1,025 張、毛布 18,600 枚、給水容器 19,600 個、ビニールシート 7,925 枚、スリーピングマット 19,980 枚を譲与した。

平成 16 年度に「イラク人道支援特措法」及び「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」(平成 15 年 12 月 9 日閣議決定)に基づき、自衛隊がイラクにおいて人道支援復興に使用する給水容器 20,000 個の管理換えを防衛庁に対し行った。